

「高校野球発祥の地・豊中 親善大使」の設置に関する内規

(目的)

第1条 全国高等学校野球選手権大会の前身である全国中等学校優勝野球大会の第1回・第2回大会が開かれた、高校野球発祥の地・豊中の名を広く全国に伝えるため、「高校野球発祥の地・豊中 親善大使」(以下「親善大使」という)を設置する。

(委嘱)

第2条 親善大使は、次のいずれかに該当し、なおかつ市への深い理解と認識を有する者の中から本人・団体の同意を得て、市長が委嘱する。

- (1) 市在住または在学(以下「市在住等」という)、またはこれまで市在住等であった者のうちプロ野球チーム等に入団するなど、野球を通じて「高校野球発祥の地・豊中」の宣伝活動が期待できる人
- (2) 全国高等学校野球選手権大会または選抜高等学校野球大会など、野球の全国大会に出場する市内の学校野球部
- (3) 前2号に掲げる人のほか、野球にかかわって「高校野球発祥の地・豊中」の宣伝活動が期待できると市長が認める人

(委嘱期間)

第3条 委嘱期間は定めない。

(委嘱内容)

第4条 親善大使は、各々の地域や職域において、「高校野球発祥の地・豊中」の宣伝活動を行う。

(報酬等)

第5条 報酬は支給せず、親善大使としての円滑な任務遂行のため、次に掲げるものを提供する。

- (1) 名刺
- (2) その他、宣伝活動に必要なもの

(その他)

第6条 委嘱の要件を満たさなくなったときには、親善大使の役目を終了するものとする。

附則 この内規は、平成22年12月15日から施行する